



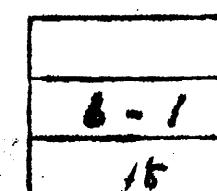
日本の國立大学編成の（再考せられたる）原則

7

上野

54

一、各都道府縣に少くとも國立複合大学一校が設立されるべきこと。
二、少くとも各都道府縣の一つの大学に於ては文理科（リベラルアーツ）と教育課程（エデュケイション）の学部が別個に組織されるべきこと。



○三、大文科（ヒューマニティーズ）、社会科（ソーシャルサイエンス）、理科（ナチュラルサイエンス）等々についての単独の学部は認めてはならないこと。右は文理学部（リベラルアーツ）なる一個の学部に統合せらるべきこと。他の特殊な学部は主として医学とか法律とか工学とか教育とか歯科とか薬科とか農学とか農業とかいった職能的専門分野に於て考えられるべきこと。

○四、原則的には経済的並に教育的能力の観点から、全学部が一府県の一都市に置かれることが好ましい。併しながら多くの府県に於ては地理的にまた現存の施設を考慮に入れた場合幾つかの都市に分校（ブランチ）を設立すると共に終えてもよろしいし、本大学の他の学部へ移つても差支ない。

分校は各分校の提供する最少限度のカリキュラム（教科課程）は二年制の●文理（リベラルアーツ）学部のカリキュラムでなければならない。学生はその正規の教育をこれらの分校に於ける二年のカリキュラムを修了すると共に終えてもよろしいし、本大学の他の学部へ移つても差支ない。

分校はまた必要な事情に依つてその修業年限を異にする他の種類のカリキュラム（教員養成、工学、農業等々）を提供してもよろしい。

○五、如何なる都道府縣の大学も他府縣にその分校を持つてはならない。六、各大學は、学士号を與えるその四年のカリキュラムの上に、更に様々な職能的或は半職能分野に於ける特別の必要を充す爲に一乃至三年の研究科を置かなければならぬ。七、從來の青年師範学校は完全に廃止されねばならぬ。併しある場合には現存のその校舎及び施設は新制の大学に於て利用することは好ましいかも知れない。

八、一府縣に只一つの大学が置かれる場合には、その大学は特定の市の名を名称とせず、その府縣の名を名称とすべきである。

〇九、一都道府縣の住民の高等教育に対する全要望は、若し公立（都道府縣立または市立）の学校がその都内に設立予定の大学と合同するならば、一層有效地に充たされるであらう。かかる合団は即時獎勵せられべきである。但しその場合には、当該縣或は市が財政的調節の爲の二年乃至三年の期間は從前要した同じ額の財政援助を続けて爲すこと。

〇十、異つた種類の教員を養成する爲に別個の教育機關を持つ必要はない。また工学、農学等々の職能的専門學校に専門的教員養成部或は教員養成所を設ける必要はない。

かかる専門の分野に於ける教員たるんとする学生に対する教師として必要な職能教育は、一つの中央の大学の教育学部で行われるべきである。

十一、再組織は自發的に行わるべきである。現存の諸學校は學校教育法第

九十八條に依り、当分その儘存続することは許るされるべきである。但しその場合、それが單独で再組織する爲に國庫から從來與えられている以上の費用を要求することは出來ない。

